

平成 20 年 8 月 18 日

各 位

京都市南区吉祥院宮の東町 2 番地

株式会社 堀場製作所

取締役会長兼社長 堀場 厚

剰余金の配当に関する取締役会決議についてのお知らせ

当社定款の規定に基づき、平成 20 年 8 月 18 日開催の当社取締役会において、第 71 期（平成 20 年 1 月 1 日から平成 20 年 12 月 31 日まで）の剰余金の配当について下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

中間配当に関する事項

(1) 中間配当の基準日	平成 20 年 6 月 30 日
(2) 中間配当金	1 株につき 15 円
	(総額 634,266,255 円)
(3) 剰余金の配当が効力を生じる日（支払開始日）	平成 20 年 9 月 2 日
(4) 配当原資	利益剰余金

（注） 中間配当を含む当期の剰余金の配当につきましては、当社の基準配当性向 30% を適用する予定ですが、中間配当金としては、1 株につき 15 円とさせていただきました。

以 上